

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

<平成27年6月・修正案>

名古屋市防災会議

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	5	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>略</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)</p> <p>略</p> <p>これらの緊急事態区分の判断基準として、原子力施設の設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。(表2)</p> <p>2 運用上の介入レベル (OIL)</p> <p>全面緊急事態に至った場合、放射性物</p>	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>略</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)</p> <p>略</p> <p>これらの緊急事態区分の判断基準として、原子力施設の設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。<u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>なお、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みの内容は、表2のとおりである。</u></p> <p>(表2)</p> <p>2 運用上の介入レベル (OIL)</p> <p>全面緊急事態に至った場合、放射性物</p>	<p>原子力災害対指針の改正</p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、<u>国及び</u>地方公共団体は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>(図1及び表1後段)</p> <p>略</p> <p>表1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等(1/2)抜粋表中</p> <table border="1" data-bbox="398 906 990 1136"> <tr> <td colspan="2">警戒事態</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、<u>一部事象については全面緊急事態に変更</u>)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。<u>ただし、一部事象については、原災法第10条より変更。</u>)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="398 1184 981 1337"> <tr> <td>モニタリング※1</td> <td>防護措置</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>・緊急時モニタリングの準備のための調整</u></td> <td>略</td> </tr> </table>	警戒事態		施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、 <u>一部事象については全面緊急事態に変更</u>)		全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。 <u>ただし、一部事象については、原災法第10条より変更。</u>)		モニタリング※1	防護措置	—	略	<u>・緊急時モニタリングの準備のための調整</u>	略	<p>質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、<u>国、地方公共団体及び原子力事業者</u>は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>(図1及び表1後段)</p> <p>略</p> <p>表1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等(1/2)抜粋表中</p> <table border="1" data-bbox="1021 906 1617 1136"> <tr> <td colspan="2">警戒事態</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、<u>(削除)全面緊急事態に該当する場合を除く。</u>)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。<u>(削除)</u>)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1021 1184 1603 1337"> <tr> <td>モニタリング <u>(削除)</u></td> <td>防護措置</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>二</u></td> <td>略</td> </tr> </table>	警戒事態		施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、 <u>(削除)全面緊急事態に該当する場合を除く。</u>)		全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。 <u>(削除)</u>)		モニタリング <u>(削除)</u>	防護措置	—	略	<u>二</u>	略	
警戒事態																												
施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、 <u>一部事象については全面緊急事態に変更</u>)																												
全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。 <u>ただし、一部事象については、原災法第10条より変更。</u>)																												
モニタリング※1	防護措置																											
—	略																											
<u>・緊急時モニタリングの準備のための調整</u>	略																											
警戒事態																												
施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、 <u>(削除)全面緊急事態に該当する場合を除く。</u>)																												
全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。 <u>(削除)</u>)																												
モニタリング <u>(削除)</u>	防護措置																											
—	略																											
<u>二</u>	略																											

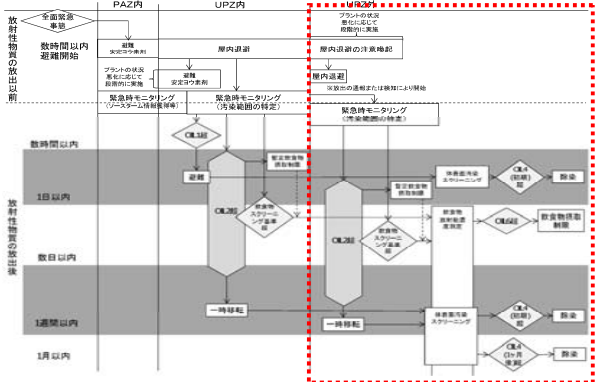
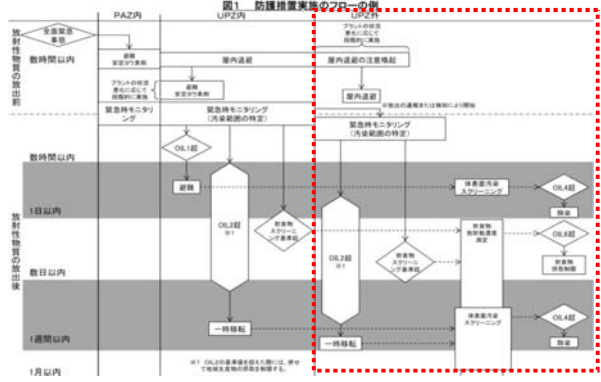
原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前		修正後		備考
		略	略	略	略	
	二		略	・緊急時モニタリングの準備及び支援	略	
		・緊急時モニタリングの準備	略	二	略	
		・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	略	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	略	
	二		略	・緊急時モニタリングの実施及び支援	略	
		・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力	二	【避難】 ・避難の受入れ <u>（削除）</u> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力	
		・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 <u>（削除）</u> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																								
		<p>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成25年9月5日)</p> <p><u>※1…モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。</u></p> <p>原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 (2/2) 抜粋表中</p> <table border="1" data-bbox="398 663 981 1359"> <tr> <td>モニタリング<u>※1</u></td> <td>防護措置</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>・緊急時モニタリングの実施</td> <td>【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定</td> </tr> <tr> <td>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>・緊急時モニタリングの実施</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	モニタリング <u>※1</u>	防護措置	略	略	二	略	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	略	略	略	二	略	・緊急時モニタリングの実施	略	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	略	略	略	<p>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成27年4月22日)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 (2/2) 抜粋表中</p> <table border="1" data-bbox="1021 663 1603 1359"> <tr> <td>モニタリング <u>(削除)</u></td> <td>防護措置</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>・緊急時モニタリングの実施及び支援</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援 <u>(削除)</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>・緊急時モニタリングの実施及び支援</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	モニタリング <u>(削除)</u>	防護措置	略	略	・緊急時モニタリングの実施及び支援	略	二	二	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援 <u>(削除)</u>	略	略	略	・緊急時モニタリングの実施及び支援	略	二	略	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	略	略	略	
モニタリング <u>※1</u>	防護措置																																											
略	略																																											
二	略																																											
・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定																																											
・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	略																																											
略	略																																											
二	略																																											
・緊急時モニタリングの実施	略																																											
・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	略																																											
略	略																																											
モニタリング <u>(削除)</u>	防護措置																																											
略	略																																											
・緊急時モニタリングの実施及び支援	略																																											
二	二																																											
・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援 <u>(削除)</u>	略																																											
略	略																																											
・緊急時モニタリングの実施及び支援	略																																											
二	略																																											
・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	略																																											
略	略																																											

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 <u>25年9月5日</u>)</p>  <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 <u>27年4月22日</u>)</p>  <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限る、<u>規制法第64条の2第1項の規定により特定原子炉施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設(以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。)</u>のうち、<u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。</u>)に係る原子炉施設(原子炉容器内に照射済燃料集</p>	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考										
		<table border="1" data-bbox="403 327 985 422"> <tr> <td data-bbox="403 327 694 422">警戒事態を判断する EAL</td> <td data-bbox="694 327 985 422">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> </table> <p data-bbox="403 422 985 470">略</p> <p data-bbox="403 478 985 566"><u>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 25 年 9 月 5 日)</u></p> <p data-bbox="403 574 985 662">表 略 2、3 略</p>	警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要	<p data-bbox="1019 279 1612 319">合体が存在しない場合を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1019 327 1612 422"> <tr> <td data-bbox="1019 327 1310 422">警戒事態を判断する EAL</td> <td data-bbox="1310 327 1612 422">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> </table> <p data-bbox="1019 422 1612 470">略</p> <p data-bbox="1019 478 1612 518"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1019 574 1612 662">表 略 2、3 略</p> <p data-bbox="1019 670 1612 901"><u>4 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</u></p> <table border="1" data-bbox="1019 909 1612 1005"> <tr> <td data-bbox="1019 909 1310 1005"><u>警戒事態に該当する EAL</u></td> <td data-bbox="1310 909 1612 1005"><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1019 1013 1612 1332"> <tr> <td data-bbox="1019 1013 1310 1204"><u>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u></td> <td data-bbox="1310 1013 1612 1204"><u>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1019 1204 1310 1332"><u>② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</u></td> <td data-bbox="1310 1204 1612 1332"><u>時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</u></td> </tr> </table>	警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要	<u>警戒事態に該当する EAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	<u>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u>	<u>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</u>	<u>② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</u>	<u>時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</u>	
警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要													
警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要													
<u>警戒事態に該当する EAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>													
<u>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u>	<u>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</u>													
<u>② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</u>	<u>時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</u>													

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考						
			<p>③ <u>当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</u></p> <p>④ <u>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p> <p>⑤ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></p>							
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1021 1007 1323 1102"><u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u></td> <td data-bbox="1323 1007 1621 1102"><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 1102 1323 1294">① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u></td> <td data-bbox="1323 1102 1621 1294"><u>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 1294 1323 1343">② <u>原子力事業所の区域の境</u></td> <td data-bbox="1323 1294 1621 1343"></td> </tr> </table>	<u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u>	<u>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</u>	② <u>原子力事業所の区域の境</u>		
<u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>									
① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u>	<u>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</u>									
② <u>原子力事業所の区域の境</u>										

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p><u>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	
			<p><u>全面緊急事態に該当するEAL</u></p>	<p><u>緊急事態区分における措置の概要</u></p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</u></p> <p><u>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u></p> <p><u>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p><u>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</u></p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>4</u> 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p> <p>表 略</p> <p><u>5</u> 原子炉(1～<u>4</u>に掲げる原子炉を除く。)に係る原子炉施設</p> <p>・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料<u>プール</u>に新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料<u>プール</u>内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉等。</p>	<p><u>5</u> 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設 (<u>4</u>及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。)</p> <p>表 略</p> <p><u>6</u> 原子炉(1～<u>5</u>に掲げる原子炉を除く。)に係る原子炉施設</p> <p>・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料<u>貯蔵槽内</u>に新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料<u>貯蔵槽内</u>の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉に係る<u>原子炉施設、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合に限る）</u>等。</p>	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前		修正後		備考
		警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要	警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要	
		① 略	略	<p>① <u>当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</u></p> <p>② <u>当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</u></p> <p>③ <u>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p> <p>④ 略</p>	略	
		施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要	施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要	
		<p>① 略</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が</p>	略	<p>① 略</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が</p>	略	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前		修正後		備考
		<p>原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>		<p>原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>		
		<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	
		<p>① 略</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>略</p>	<p>① 略</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>略</p>	
		<p>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 <u>25年9月5日</u>)</p>		<p>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 <u>27年4月22日</u>)</p>		

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>表3 OILと防護措置について 表略 ※1 略 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3～9 略</p>	<p>表3 OILと防護措置について 表略 ※1 略 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。<u>OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</u></p> <p>※3～9 略</p>	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 <u>25年9月5日</u>)	(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成 <u>27年4月22日</u>)	
2	23	<p>第2節 初動活動体制</p> <p>第1 防災活動体制及び配備種別</p> <p>1 防災活動体制</p> <p>略</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>消防局防災・危機管理担当局長</u></p> <p><u>消 防 局</u></p> <p>夜間・休日時における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>消防局防災・危機管理担当局長</u></p> <p><u>消防局防災・危機管理部長</u></p> <p><u>消防局防災・危機管理部危機管理課長</u></p> <p><u>消防局防災・危機管理部危機管理係長</u></p>	<p>第2節 初動活動体制</p> <p>第1 防災活動体制及び配備種別</p> <p>1 防災活動体制</p> <p>略</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>防 災 危 機 管 理 局 長</u></p> <p><u>防 災 危 機 管 理 局</u></p> <p>夜間・休日時における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>防 災 危 機 管 理 局 長</u></p> <p><u>防 災 危 機 管 理 局 次 長</u></p> <p><u>防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 室 長</u></p> <p><u>防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 室 危 機 対 策 係 長</u></p>	組織の改正

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																						
		<table border="1" data-bbox="403 327 996 869"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非常連絡員</td> <td>会</td> <td>計</td> <td>室</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>長</td> <td>室</td> </tr> <tr> <td>財</td> <td>政</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>経</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>民</td> <td>済</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>環</td> <td>境</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>健</td> <td>福</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>祉</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>ど</td> <td>も</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>も</td> <td>青</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>住</td> <td>少</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>年</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>政</td> <td>都</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>市</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>木</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>育</td> <td>土</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td>事</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>務</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>会</td> <td>水</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>事</td> <td>道</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>務</td> <td>通</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td>院</td> <td>局</td> </tr> </table> <p data-bbox="403 973 996 1340"> 第2 略 第3 応援要請（職員の派遣要請） 1～4 略 5 応援要請の方法 (1) 略 (2) 総括部総括班は、関係法令に定める 応援要請の手続き方法に基づき、所管 部を通じて他の地方公共団体等への応 </p>	非常連絡員	会	計	室	市	長	室	財	政	局	市	経	局	民	済	局	環	境	局	健	福	局	子	祉	局	ど	も	局	も	青	局	住	少	局	宅	年	局	政	都	局	緑	市	局	教	木	局	育	土	局	委	事	局	員	務	局	会	水	局	事	道	局	務	通	局	局	院	局	<table border="1" data-bbox="1019 327 1612 909"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非常連絡員</td> <td>会</td> <td>計</td> <td>室</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>長</td> <td>室</td> </tr> <tr> <td>財</td> <td>政</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>経</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>民</td> <td>済</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>環</td> <td>境</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>健</td> <td>福</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>祉</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>ど</td> <td>も</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>も</td> <td>青</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>住</td> <td>少</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>年</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>政</td> <td>都</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>市</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>木</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>育</td> <td>土</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td>事</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>務</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>会</td> <td>水</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>事</td> <td>道</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>務</td> <td>通</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td>院</td> <td>局</td> </tr> </table> <p data-bbox="1019 973 1612 1340"> 第2 略 第3 応援要請（職員の派遣要請） 1～4 略 5 応援要請の方法 (1) 略 (2) 総括部(削除)は、関係法令に定め る応援要請の手続き方法に基づき、所 管部を通じて他の地方公共団体等への </p>	非常連絡員	会	計	室	市	長	室	財	政	局	市	経	局	民	済	局	環	境	局	健	福	局	子	祉	局	ど	も	局	も	青	局	住	少	局	宅	年	局	政	都	局	緑	市	局	教	木	局	育	土	局	委	事	局	員	務	局	会	水	局	事	道	局	務	通	局	局	院	局	
非常連絡員	会	計		室																																																																																																																																						
	市	長		室																																																																																																																																						
	財	政		局																																																																																																																																						
	市	経		局																																																																																																																																						
	民	済		局																																																																																																																																						
	環	境		局																																																																																																																																						
	健	福		局																																																																																																																																						
	子	祉		局																																																																																																																																						
	ど	も		局																																																																																																																																						
	も	青	局																																																																																																																																							
住	少	局																																																																																																																																								
宅	年	局																																																																																																																																								
政	都	局																																																																																																																																								
緑	市	局																																																																																																																																								
教	木	局																																																																																																																																								
育	土	局																																																																																																																																								
委	事	局																																																																																																																																								
員	務	局																																																																																																																																								
会	水	局																																																																																																																																								
事	道	局																																																																																																																																								
務	通	局																																																																																																																																								
局	院	局																																																																																																																																								
非常連絡員	会	計	室																																																																																																																																							
	市	長	室																																																																																																																																							
	財	政	局																																																																																																																																							
	市	経	局																																																																																																																																							
	民	済	局																																																																																																																																							
	環	境	局																																																																																																																																							
	健	福	局																																																																																																																																							
	子	祉	局																																																																																																																																							
	ど	も	局																																																																																																																																							
	も	青	局																																																																																																																																							
住	少	局																																																																																																																																								
宅	年	局																																																																																																																																								
政	都	局																																																																																																																																								
緑	市	局																																																																																																																																								
教	木	局																																																																																																																																								
育	土	局																																																																																																																																								
委	事	局																																																																																																																																								
員	務	局																																																																																																																																								
会	水	局																																																																																																																																								
事	道	局																																																																																																																																								
務	通	局																																																																																																																																								
局	院	局																																																																																																																																								

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。</p> <p>6、7 略</p>	<p>応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。</p> <p>6、7 略</p>	
3	30	<p>第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 市民等への的確な情報伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>3 略</p> <p>第8～第10 略</p> <p>第11 汚染された食品等の流通防止</p> <p>略</p> <p>食品衛生法に基づく「<u>食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）</u>」は次表のとおり。</p>	<p>第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 市民等への的確な情報伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林(削除)水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>3 略</p> <p>第8～第10 略</p> <p>第11 汚染された食品等の流通防止</p> <p>略</p> <p>食品衛生法に基づく、食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）(削除)は次表のとおり。</p>	<p>誤記修正</p> <p>表記の整理</p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略 第12～第14 略	略 第12～第14 略	
4	34	<p>第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4</p> <p>1 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>第5 飲料水・食品等の放射能濃度の測定</p> <p>1 県は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林畜水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 略</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(1) 市は、国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難（以下、「広域避</p>	<p>第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4</p> <p>1 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>第5 <u>水道水</u>・飲料水・食品等の放射能濃度の測定</p> <p>1 県は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林(削除)水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 略</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(1) 市は、国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難（以下、「広域避</p>	<p>誤記修正 表記の整理</p> <p>誤記修正</p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>難」という。)を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、県に対しても避難先及び輸送ルートの調整依頼を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>第8～第11 略</p> <p>第12 水道水・飲料水・食品等の摂取制限等</p> <p>1～3 略</p> <p>4 汚染された食品等の流通防止 略</p>	<p>難」という。)を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、県に対しても避難先及び輸送ルートの調整依頼を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における(削除)立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、(削除)立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>第8～第11 略</p> <p>第12 水道水・飲料水・食品等の摂取制限等</p> <p>1～3 略</p> <p>4 汚染された食品等の流通防止 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>食品衛生法に食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。 略 第13～第16 略</p>	<p>食品衛生法に食品衛生法に基づく、食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）<u>（削除）</u>は次表のとおり。 略 第13～第16 略</p>	<p>表記の整理</p>
5	45	<p>第2章 災害復旧計画 第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害） 略 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ※愛知県地域防災計画より一部抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○<u>環境放射能水準調査</u> ・<u>放射性物質の濃度の測定と公表</u> ○<u>緊急被ばく医療の今後の在り方</u> ・<u>スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整（傷病者（治療が必要な放射線被ばく者を含む）に対するスクリーニング及び除染と傷病者（治療が必要な放射線被ばく者を含む）以外に対するスクリーニング及び除染の実務主体の調整）</u></p> </div>	<p>第2章 災害復旧計画 第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害） 略 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ※愛知県地域防災計画より一部抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>（削除）</u></p> <p>・<u>防護措置の実施方策に対応した緊急</u></p> </div>	<p>原子力災害対策指針の改正</p>

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援として被災県に派遣される医師等に係る事前調整 ・<u>除染困難者への対応（搬送等）</u> ○<u>地域住民との情報共有等の在り方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築 ○<u>風評被害対策</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>継続的な普及啓発の仕組み作り（誰が、どのように、伝える）</u> ○<u>県外からの避難者の受入れ</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>所在県及び隣接県との連携・調整（スクリーニング及び人体の除染の実施主体を含む）</u> ・<u>避難予定先及び侵入ルート等の運用面の調整</u> 	<p><u>時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域応援として被災県に派遣される医師等に係る事前調整 <u>（削除）</u> ・次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築 <u>（削除）</u> ・<u>県外からの避難者の受入れに係る、避難（削除）先及び進入ルート等の（削除）調整</u> 	
		<p>※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：平成 <u>25年9月5日</u>）における今後の検討課題</p> <p>○<u>原子力災害事前対策の在り方</u></p>	<p>※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：平成 <u>27年4月22日</u>）における今後の検討課題</p> <p><u>（削除）</u></p>	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用発電用原子炉以外緊急事態区分及びEALの在り方 ・ IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方 ・ <u>プルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲</u> ○ <u>緊急時モニタリングの在り方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方針に対応した緊急時モニタリングの在り方</u> ○ <u>オフサイトセンターの在り方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方</u> ○ <u>緊急被ばく医療の在り方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置と</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用発電用原子炉以外の<u>原子力施設に係る</u>緊急事態区分及びEALの在り方、<u>原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターの在り方</u> ・ IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方 <p><u>(削除)</u></p>	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>の併用の在り方</u> <u>○東京電力福島第一原子力発電所事故への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方 <p><u>・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等</u></p> <p><u>○地域住民との情報共有等の在り方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 透明性を確保し適切な<u>防災</u>対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、<u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方</u> <u>(削除)</u> 透明性を確保し適切な<u>災害</u>対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等 	